

令和 8 年度市町国保医療費分析事業業務委託仕様書

第 1 委託業務名

令和 8 年度市町国保医療費分析事業業務

第 2 事業の概要

1 背景と目的

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成 16 年 7 月 30 日厚生労働省告示第三百七号。令和 5 年 8 月 31 日改正)にて、市町等の保健事業の健全な運営のために県が積極的な役割を果たすこと、具体的には、市町における健康・医療情報の横断的・総合的な分析を行い、市町の保健事業を推進するための助言及び支援を行うことが求められている。

これをふまえ、県は、県内の医療費適正化の推進と健康寿命の延伸に向け、市町の実態に即した健康課題を抽出し、市町が取り組むべき保健事業について助言等を行うため、県の傾向や市町間の地域差を分析し、経年的に比較して傾向を把握する等、広域的な観点に立った市町国保医療費分析事業（以下、「本事業」という。）を実施する。

2 業務の概要

本事業における業務の範囲（以下「本業務」という。）は以下のとおりとする。

（1）データ受領作業

データは委託者である三重県（以下、第 2 の 2 業務の概要においては「委託者」という。）・受託者の両者の立会のもと匿名化の処理を行い、加工編集を無効とする媒体に保存のうえ、内容確認を経て受領すること。データ提供時期は、別添「提供データ一覧」に記載のとおりとする。ただし、分析に時間を要する NDB データ等の提供時期については、必要に応じて委託者と協議すること。

（2）現状分析

受託者は 2（1）のデータ等を活用して分析を行うこと。その際、特に次のア～ウに留意したうえで、必要があれば、委託者と分析の方向性について事前に協議を行うこと。

なお、受託者の独自の視点や客観的資料に基づきさらなる分析を付加すること。

ア 委託者の提供するデータ（別添「提供データ一覧」参照）の範囲内で性別、年齢階級別、市町別等の比較を行う。

イ 委託者が提供する NDB データ（別添「提供データ一覧」参照）について、年齢階級別の医療費や受診率等を全国と比較するとともに、三重県分のうち 75 歳未満について、市町国保と被用者保険に分解することで、三重県・市町国保の立ち位置を明確化する。

ウ 国等が公表しているデータがある場合は、可能な範囲で比較分析を行う。

(3) 複数年の分析

受託者は、委託者の提供する過去 5 年分の分析結果をふまえて、経年の変化等について比較、分析する。

(4) 委託者との打ち合わせ

委託者との打ち合わせは月 1 回以上実施すること。打ち合わせは原則対面型とし、受託者は電子データ及び紙媒体を提供及び持参すること。また、対面型以外でも必要に応じて Web 型でも実施すること。なお、いずれの方法によった場合でも、必要資料は打ち合わせの前々日までに提出すること。

(5) 分析結果の取りまとめと活用の提案

受託者は、(2)(3) の分析を基に、納入期日までに分析結果を取りまとめ、報告書を作成する。また、(2)(3) の分析に基づき効果的と思われる保健事業の提案など、分析結果の活用について提案する。その際においては、根拠となる分析結果及び分析に用いたデータとの関連が分かるよう提示する。

(6) 分析結果説明会の開催

受託者は、(5) の報告書を基に、次のア、イ、ウに示す説明会を実施すること。

ア 説明会は県内の市町を対象とし、1 回行うこと。開催形式については委託者と協議のうえ決定すること。

イ 説明会までに報告書を提供すること。

ウ 会場は委託者にて確保するが、資料及び説明に必要な電子機器については受託者にて用意すること。

(7) 個別項目

個別項目として以下の内容について必ず盛り込むこと。

個別項目を変更する場合は、委託者と協議すること。

1. 分析の背景

2. 三重県の特性、地域の概況

(1) 人口構成、医療費、医療施設等の全国比較等

(2) 県内市町国保及び後期高齢の被保険者の状況等

3. 現状分析・課題の抽出

(1) 医療費等の分析（高額レセプト分析、疾病別医療費分析等）

(2) 医薬品の分析（薬剤に関する分析、調剤薬局に関する分析）

(3) 適正受診・適正服薬に関する分析

(4) 保健事業に関する分析

4. 課題の整理と対策

(1) 分析結果から導かれる課題

(2) 課題の改善に向けた対策と期待できる効果

5. 三重県における、糖尿病・がん・循環器系疾患・骨粗しょう症など生活習慣病等重症化予防対策に関する詳細分析

6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における国保と後期高齢のデータを連

結した分析

7. NDBデータを活用した分析

8. 参考資料

疾病別医療費統計（大分類、中分類）

第3期データヘルス計画の中間評価に際して三重県が国保保険者に示した三重県版共通評価指標及び国の推奨する評価指標に関して、各指標の傾向がわかる基礎資料等

3 履行期間・成果品

(1) 履行期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和9年3月26日までとする。

ただし、納入成果品については(2)による。

(2) 納入成果品

ア 分析結果報告書及び附属データ

a 各媒体につき、委託者用として、県全体の報告書1式

b 各媒体につき、29市町提供用として、県全体の報告書各1部

※ 紙媒体（パイプファイル等を使用して、各ページを取り外せる形で編綴すること）及び電子媒体（Word、Excel、PDF形式を保存したDVD-R等）を納品すること。印刷用紙はA4版縦置き、左とじを原則とし、図表については、必要に応じA3版を使用できるものとする。

イ 納入期限

令和9年3月17日

※ 委託者と協議のうえ、成果品の一部の提出期限を早めることがある。

※ 複数回の校正作業を見込み、適切な原稿入稿を行うこと。

ウ 納入場所

三重県津市広明町13番地 三重県医療保健部医務・国保課

※ 納入にあたり、対面型にて成果品の内容確認および概要説明を実施すること。

第3 情報セキュリティに関する受託者の責任

- 1 受託者は、必要な情報セキュリティ対策を講じること。
- 2 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。
- 3 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリ等）に委託者に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。

- 4 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- 5 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- 6 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
 - (1) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - (2) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。
 - (3) 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - (4) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

第4 受託者の義務

- 1 受託者は、関係法規を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- 2 本業務の遂行に当たっては、三重県の求めに応じ、速やかに進捗状況の報告や資料等の提出を行うこと。
- 3 本業務において、契約書及び本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- 4 契約書及び本仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- 5 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、三重県と協議のうえ、定めるものとする。

第5 支払契約事項

委託料の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

第6 著作権等

成果品（報告書等）の著作権は、三重県に帰属するものとする。

第7 第三者の権利侵害

- 1 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。なお、本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。
 - (1) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (2) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

第8 契約不適合責任

- 1 三重県は、成果品に 種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、三重県に不相当な負担を課するものでないときは、三重県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、三重県は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が三重県の供した材料の性質又は三重県の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 三重県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第9 機密保持

- 1 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- 2 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。また、個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。なお、個人情報保護法に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則の規定があるため留意すること。

第10 再委託の制限

- 1 受託者は、三重県の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

第11 不当介入に対する措置

- 1 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は、暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - （1）断固として不当介入を拒否すること。
 - （2）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - （3）委託者に報告すること。
 - （4）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- 2 受託者が1の（2）又は（3）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。